

議案第 34 号

三田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

三田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条
例を次のとおり定める。

平成 28 年 2 月 19 日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

三田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を
改正する条例

三田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成3年三田市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

| | |
|-----|---|
| (9) | 都市計画法第20条第1項の規定により告示された阪神間都市計画地区計画福島地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域（次表において「福島地区地区整備計画区域」という。） |
|-----|---|

別表第2に次のように加える。

| | | | | | | | | |
|--|--|---|--|--|--|-------------------|-------|--|
| 福 島 地 区 地 区 整 備 計 画 区 域 | 次に掲げる用途以外の建築物 1 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 2 自動車教習所 3 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎 | 450平方メートル。 ただし、土地区画整理法第9条第1項の規定により仮換地として指定された際に存する所有権その他 | | | | 敷地境界線から外壁等の面までの距離 | 1メートル | 巡查派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物で、令第130条の4で定めるものに該当する建築物 |
|--|--|---|--|--|--|-------------------|-------|--|

| | | | | | | | | | |
|--|--|--|---|--|--|--|--|--|--|
| | | | の権利 に基づ いて、そ の全部 を一の 敷地と して使 用する 場合を 除く。 | | | | | | |
|--|--|--|---|--|--|--|--|--|--|

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。